

(別記1)

食肉処理施設再編合理化事業

第1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化を促進するため、次のメニューを実施できるものとする。

食肉処理施設の廃棄

食肉処理コストの低減等に向けた食肉処理施設の廃棄

第2 取組の実施基準等

1 食肉処理施設の廃棄

(1) 食肉処理施設の廃棄

ア 第1の1の事業を行う施設（以下「廃棄施設」という。）は、食肉の流通合理化に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

イ 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

ウ 補助対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

(2) 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

ア 補助対象は、次に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

(ア) 機械器具設備

搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、出荷、給水、排水・污水处理、衛生管理、副産物等処理、T S E 対応、その他食肉の処理加工に必要な設備

(イ) 上屋等

食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設その他食肉の処理加工に必

要な建築物

イ 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該食肉処理施設においてアの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

ウ 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) アの施設等又はイの設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(イ) 当該廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該事業実施年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α ：減価償却額

β ：当該廃棄施設の食肉処理を休止した当該営業年度末における減価償却見込額

γ ：当該廃棄施設の食肉処理を休止した当該営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

(ウ) 廃棄施設が、当該事業実施年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

(エ) 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(オ) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ、ウの（ア）から（ウ）まで及びウの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ア）から（ウ）までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

オ 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定

するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

第3 事業実施主体

- 1 実施要綱別表の事業実施主体の欄の廃棄施設協議会は、次の要件を全て満たすこと。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関等（農業協同組合等）、当該施設に係る再編合理化の計画に関する全ての食肉処理施設により構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を必須の構成員とする。

ただし、都道府県を構成員とする場合には、この限りではない。
 - (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「廃止協議会規約」という。）が定められていること。
 - (3) 廃止協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 採択要件

1 食肉処理施設の廃棄

採択要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該施設の廃棄は、流通合理化計画に基づくものであることとする。
- (2) 事業実施主体は、当該施設の廃棄について、流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。

2 その他

事業の採択に当たっては、食肉処理施設の再編合理化に伴う計画を優先するとともに、食肉を現に処理している食肉処理施設又は前年度において処理実績を有する食肉処理施設の計画を優先する。

第5 成果目標及び目標年度

実施要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとし、第6の2の再編合理化計画に記載するものとする。

1 成果目標

成果目標は、本事業を実施することにより、再編統合先の食肉処理施設の稼働率向上とする。

2 目標年度

本事業は、事業実施年度から5年以内に設定するものとする。

第6 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 実施要綱第5に基づく、食肉処理施設再編合理化事業における事業実施計画の作成及び申請は、別記様式第1号により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により作成した事業実施計画を地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

2 再編合理化計画の作成

- (1) 事業実施主体は、再編合理化計画を別記様式2号別添により作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により作成した再編合理化計画を地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 再編合理化計画の変更は、1に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- (4) 再編合理化計画の計画期間は、3年以内とする。

3 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、事業実施計画を承認する場合には、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2の財務大臣の承認の後、事業実施主体に対し、別記様式第3号により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

実施要綱第5の1の(2)の生産局長等が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) その他農政局長等が重要と認める場合

5 事業指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な事業運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第7 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告については、次に掲げる方法で実施するものとする

1 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況について、報告に係る年

度の翌年度7月末日までに別記様式第4号により行うものとする。

2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第5号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、別記様式第6号によりその報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、再編合理化計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第9 その他

1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 周辺環境への配慮

施設の廃棄に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意し、事業費の低減を図ることを基本とする。